



令和8年1月28日

八頭町長 吉田 英人 様



八頭町廃棄物減量等推進審議会
会長 金 想烈



ごみ減量化の取組み等について(答申)

令和7年6月26日付け発八町第104号をもって諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

はじめに

八頭町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)は、令和7年6月に八頭町長から八頭町におけるごみ減量化の取組み及び一般廃棄物処理手数料等の見直しについて諮問を受け、これまで慎重に審議を重ねてきた。

本町は、少子高齢化や町外への転出による人口流出等によって人口減少が著しく、また、財政運営においても今後ますます厳しくなることが予想される中、ごみの減量化の推進は、これからのごみの処理に要する経費の削減やごみ処理施設の長寿命化につながることから、本町にとって重要な事項の一つである。

本答申は、こうした状況を踏まえながら、本審議会の各委員が様々な視点から検討し、意見交換を行った内容を取りまとめたものである。

1 ごみ減量化の取組みについて

ごみの減量化は、昨今の気候変動に向けての対策や資源の枯渇など、様々な地球規模の課題と関連する大変重要なこととして認識している。本町では、これまでも減量化への取組みを行っているが、今後も更なる取組みの推進が必要だと考える。

なお、取組みに向けて、町民や事業所の理解と協力が必要不可欠であり、取組みについて町民等への丁寧な周知及び啓発の推進に努める必要がある。

以上のことから、更なるごみの減量化を目指し、次のとおり目標を設定する。

目標1 ごみ総排出量を10%減量する(令和11年度)

本町における令和6年度のごみ総排出量^{※1}は、4,037tで、1人1日あたりのごみ排出量は、712g/人・日であった。

令和11年度に向けて、ごみ総排出量10%の減量(令和6年度実績比較)を推進し、年間の総排出量3,633t以下を目標とする。

※1：ごみ総排出量：家庭系ごみと事業系ごみを合わせた排出量

ごみ総排出量 4,037t(令和6年度) ⇒ 3,633t(令和11年度)【-10%】

(参考)1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)

令和6年度	令和11年度	増減量
712	686	3.7%減

※686g:ペットボトル飲料(500ml) 約1.4本分

*1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)=(年間ごみ排出量(t)/人口/365日)×1,000,000g

・人口(R6年度):15,531人(住民基本台帳(R6年10月1日現在))

・人口(R11年度):14,503人(鳥取県東部広域行政管理組合作成 人口推計(R11年度))

目標達成に向けての具体的な取組内容は、次のとおりとする。

取組み① 生ごみ処理機器等購入費の補助【継続】

生ごみ処理機器(コンポスト容器、電気式生ごみ処理機)の購入者に対し、補助金を交付すること。

取組み② 可燃ごみの水切り対策の検討【新規】

可燃ごみの約35%が生ごみで、その生ごみの約80%が水分といわれている中、この水分の減量化に向けての対策を検討すること。

取組み③ 事業所ごみの減量化推進【新規】

町内の事業者に対し、広報紙等を活用しながら減量化や再資源化に向けて、理解等を促していくこと。

取組み④ 一般廃棄物処理手数料(指定ごみ袋の価格)の見直し【新規】

ごみの排出量抑制等の推進を図る為、指定ごみ袋価格の見直しを検討すること。

取組み⑤ 家庭ごみの分別方法の情報発信【継続】

ごみ分別アプリの配信、ごみ収集カレンダー(掲載内容の変更)やごみの分別手引きの配布などを行い、町民に対し、わかりやすく丁寧な情報提供に取り組んでいくこと。

取組み⑥ ごみ学習会の開催【継続】

集落等に向けたごみの学習会(出前講座)を開催し、正しい分別方法や減量化の重要性等の理解向上を図ること。

取組み⑦ 適正処理困難物の適正な処理【継続】

通常、ごみステーションに出せない廃棄物について、処理業者をあっ旋し、適正な処理を行っていくこと。

取組み⑧ インクカートリッジ里帰りプロジェクト【継続】

インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参画し、役場各庁舎に専用回収箱を設置し、回収を行っていくこと。

取組み⑨ 乾電池・小型充電式電池・ボタン電池・ライターの拠点回収【継続】
役場各庁舎に専用回収箱を設置し、回収を行っていくこと。

取組み⑩ フードドライブ事業【継続】

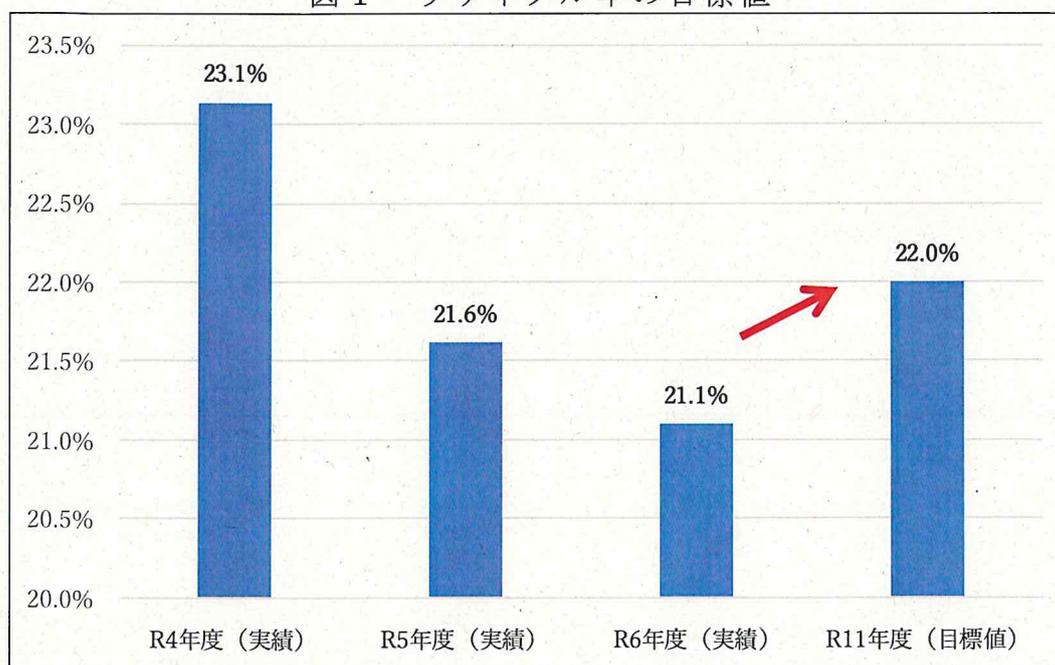
鳥取県や町内各関係機関と連携を図りながら、「フードドライブ」を実施し、不要な食料廃棄物の排出抑制を図ること。

目標2 リサイクル率を22%以上に引き上げる(令和11年度)

本町では、令和4年度から比較してリサイクル率^{※2}が減少している。今後、令和11年度に向けて、リサイクル率22%以上を目標に目指すこと。

※2 リサイクル率：(再資源化量/家庭系ごみ排出量) × 100

図1 リサイクル率の目標値



目標達成に向けての具体的な取組内容は、次のとおりとする。

取組み① 生ごみの資源化【継続】

希望集落を対象に生ごみの分別回収を行い、液肥化の推進を図ること。

取組み② 資源ごみ回収報奨金の交付【継続】

資源ごみ(古紙類やアルミ缶等)を回収した団体に奨励金を交付すること。

取組み③ 古紙回収【継続】

希望する集落において、古紙類（新聞紙、雑誌等）の回収を行うこと。

取組み④ 環境教育の実施【新規】

鳥取市（連携中枢都市圏ビジョン事業）や鳥取県東部広域行政管理組合（リンピアいなば余剰電力活用事業）と連携を図りながら、町内の小・中学生を対象に環境教育を実施し、環境問題に対しての理解を促進していくこと。

【附帯意見】

- ・上記の取組みに併せて、「3R」の取組みを啓発していくことが必要である。
- ・目標達成への取組みに対して、定期的な点検や評価を行い、その結果の内容を踏まえながら、適切な見直しを行うことが必要である。

※3R⇒廃棄物の発生抑制(Reduce リデュース)、再使用(Reuse リユース)、再資源化(Recycle リサイクル)

2 一般廃棄物処理手数料(町指定ごみ袋の価格)等の見直しについて

本町は、今年度、新町合併20周年を迎える中、一般廃棄物処理手数料(町指定ごみ袋の価格)は、合併以後、改定されることなく今日まで至っている。

人口減少が著しい中、ごみの排出量は年々減少傾向にあるものの、近年の社会情勢や燃料高騰等の影響からごみ処理に係る経費は増加傾向にある。

今後、町民の処理費用に対する軽減意識の高揚からごみ排出量の抑制につなげ、本町が目指す目標の達成を図る為には、ごみ袋の適正な価格への見直しが必要である。

また、近年の高齢独居世帯の増加や町民のニーズ等を踏まえ、新たなサイズ(極小サイズ)の導入、及び指定ごみ袋の種類・素材等の見直しも必要である。

以上のことから、本審議会では、指定ごみ袋を使用するごみの区分は現行どおりとし、現行のごみ袋の種類・素材の見直しと併せて、極小サイズのごみ袋を創設した上で、一般廃棄物処理手数料(指定ごみ袋の価格)の引上げが望ましいと判断し、表1のとおり改定することが妥当と考える。

なお、改定時期については、町民等に十分な周知期間を設けた上で実施することが望ましい。

表1 一般廃棄物処理手数料(町指定ごみ袋の価格)等の改定について

【現行】

種類・容量		販売価格(税込み)		卸価格 (税込み)(B)	販売手数料 (A)-(B)
		10枚入	1箱(500枚入) (A)		
手提げ	大(48L相当)	350円	17,500円	14,909円	2,591円
	中(37L相当)	300円	15,000円	12,636円	2,364円
	小(24L相当)	250円	12,500円	10,364円	2,136円
ストレート	大(48L相当)	350円	17,500円	14,909円	2,591円
	中(37L相当)	300円	15,000円	12,636円	2,364円
	小(24L相当)	250円	12,500円	10,364円	2,136円

※卸価格は、1箱(500枚入)単価。



【改定後】

種類・容量		販売価格(税込み)		卸価格 (税込み)(B)	販売手数料 (A)-(B)
		10枚入	1箱(500枚入) (A)		
手提げ (マチ付き)	大(48L相当)	500円	25,000円	22,400円	2,600円
	中(37L相当)	400円	20,000円	17,600円	2,400円
	小(24L相当)	250円	12,500円	10,300円	2,200円
	極小(10L相当)	100円	5,000円	4,000円	1,000円

※卸価格は、1箱(500枚入)単価。

【価格改定の根拠】

表2のとおり、本町の過去2年間(令和5年度及び令和6年度)における家庭ごみ排出量及びごみ処理経費の実績平均値をベースとして、原価計算を行い、家庭ごみ1Lあたりのごみ処理原価を20円/Lとした。(図2)

表2 令和5年度及び令和6年度実績

	令和5年度(A)	令和6年度(B)	平均値(A+B)/2
家庭ごみ排出量(t)	3,233	3,075	3,154
ごみ処理経費(千円)	206,372	208,853	207,613

※家庭ごみ排出量について、古紙類回収量と集団資源回収量は除く。

※ごみ処理経費(家庭ごみ収集運搬費、生ごみ収集運搬費、可燃物処理費負担金、不燃物処理費負担金)について、可燃物処理負担金のみ按分で家庭ごみは、76%としている。

図2 処理原価の算定式

<p>①ごみ 1t あたりの処理原価 (A) を算出</p> $A = \frac{\text{ごみ処理経費 (207,613千円)}}{\text{家庭ごみ排出量 (3,154t)}}$ $= 65,825 \text{ 円/t}$ <p>1 t あたりの処理原価は 65,825 円となり、1kg あたりでは 65.825 円となる。</p>
<p>②次に 1L あたりの処理原価 (B) を算出 ※ごみの比重:0.3kg/L(厚労省データによる)</p> $B = 65.825 \text{ 円/kg} \times 0.3 = 19.74 \text{ 円/L} \approx \underline{20 \text{ 円/L}}$

次に、環境省で作成された「一般廃棄物処理有料化の手引き(令和4年3月)」で調査された結果による全国における 1L あたりの平均単価 (1.11 円) を参考に、ごみ処理に係る負担 (1L あたりの処理単価) の公平性 (表3)、近隣市町の状況 (表4) 及び町民の受容性を勘案し、処理原価の 5.5% を負担割合として、価格を算定した。

また、卸価格については、小サイズの販売価格を据え置きとしているが、現在の販売手数料の額を考慮した結果、他と併せて、改定することが望ましいと判断した。

表3 1Lあたりの処理単価

【現行】

ごみ袋(容量) (A)	販売価格 (税込み)	1枚あたりの販売価格 (B)	1L あたりの処理単価 (B)/(A)
大(48L 相当)	350 円	35 円	0.73 円
中(37L 相当)	300 円	30 円	0.81 円
小(24L 相当)	250 円	35 円	1.04 円



【改定後】

ごみ袋(容量) (A)	販売価格(税込み)	1枚あたりの販売価格 (B)	1L あたりの処理単価 (B)/(A)
大(48L 相当)	20 円/L × 48L × 5.5% = 52.8 円 ≈ 50 円	50 円	1.04 円
中(37L 相当)	20 円/L × 37L × 5.5% = 40.7 円 ≈ 40 円	40 円	1.08 円
小(24L 相当)	20 円/L × 24L × 5.5% = 26.4 円 ≈ 25 円	25 円	1.04 円
極小(10L 相当)	20 円/L × 10L × 5.5% = 11 円 ≈ 10 円	10 円	1.00 円

表4 近隣市町における指定ごみ袋の価格

市町名	使用区分	大 (1枚)	中 (1枚)	小 (1枚)	極小 (1枚)
鳥取市	可燃	60円	40円	30円	15円
	プラスチック類	30円	20円	15円	—
岩美町	可燃	25円	23円	20円	—
若桜町	可燃	42円	36円	24円	—
智頭町	可燃・プラスチック類	60円	40円	25円	—

令和8年1月現在